

別表

(審査基準)

1 評価項目及び配点 (100 点満点)

区分	評価項目	配点
(1) 企画提案の優位性	・業務の目的及び業務内容を十分理解し、達成できるか。	10
	・観光素材を適正に収集整理し、作成する方法が提示されているか。	20
	・独自の発想や工夫はあるか。	10
(2) 企画提案の実施可能性	・業務を遂行するために必要な人員が確保されているか。	10
	・過去の同種または類似の業務実績があるか。 ・業務を遂行するために必要十分な専門的知識及び技術を有しているか。	10
	・素材集の構成案において、旅行事業者等の使用に配慮した構成となっているか。 ・本県のアピールポイントを踏まえた構成案となっているか。	10
	・表紙案及び誌面案において、魅力的なデザイン案となっているか。 ・県内の観光素材について、訴求力のある画像を所有しているか。	20
(3) 必要経費	・業務内容に見合った適切な見積額であるか。	10
合計		100

2 評価基準

評価基準 配点	他の参加者より 特に優れている	他の参加者より 優れている	他の参加者と 同程度	他の参加者より 劣っている	他の参加者より 特に劣っている
5	5	4	3	2	1
10	10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
20	20～17	16～13	12～9	8～5	4～1

※評価項目ごとに、評価基準に基づき、整数で評価を行って合計得点を算出する。

3 選定委員

所属	職名	備考
産業労働観光部	参事	
産業労働観光部観光交流課	課長	委員長
産業労働観光部観光交流課	課長補佐（総括）	
産業労働観光部観光交流課	班長（DC推進班）	
産業労働観光部観光交流課	副主幹（観光地づくり担当）	
産業労働観光部観光交流課	課長補佐（インバウンド推進担当）	
産業労働観光部観光交流課	課長補佐（とちぎ特産振興担当）	
産業労働観光部観光交流課	副主幹（DC推進班）	

4 契約候補者の決定手順

- (1) 各委員は、審査基準に基づき評価を行い、合計得点が高い順に参加者の順位付けを行う。
- (2) 委員ごとの順位付け及び合計得点を総合的に踏まえて、委員の協議により、参加者の順位を決定し、1位となった参加者を契約候補者に定める。
- (3) 基準点は、委員採点の平均で60点とする。